

伊丹市学校教育審議会第4回会議録

日 時 平成22年9月7日(火) 17:30～19:10

場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 講座室

出席者 【委員】名須川知子会長、芝野松次郎副会長、浅谷知穂委員、禰知子委員、今田博之委員、川上隆史委員、小西道昭委員、佐伯聰子委員、須磨俊仁委員、徳田佳奈委員、中野知枝美委員、和田法子委員

【教育委員会事務局】佐藤教育長、肥爪管理部長、後藤学校教育部長、蘆原学校教育部参事、林総務課長、大橋教育施策企画担当主幹、田村学校教育担当主幹、細川学校教育担当主査、北村学校教育担当主任、齊藤学校教育担当事務職員

欠席者 榎木光夫委員

[審議内容]

事 務 局 皆様こんばんは。今年の夏は異常に暑かったわけですが、それもそのはずで6月から8月にかけての全国の平均気温が明治31年以来113年の観測史上、最高だったと気象庁が発表しておりました。暑さは9月に入っても相変わらずなんですけれども、本市の学校や幼稚園では1日から2学期が始まりまして、教室や校庭に子どもたちの元気な声に戻って活気づいております。本日は皆様、お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より第4回伊丹市学校教育審議会を開催させていただきます。

まず配付資料の確認でございますが、本日の会議次第と第3回学校教育審議会議事録の2点を机の上に置かせていただいております。署名が間に合いましたので急ぎょ作成させていただきました。答申素案と署名前の第3回学校教育審議会議事録につきましては、すでに各委員様のご自宅あるいは勤務先の方へお届けしておりますので、本日はこれらを基にご審議をいただきたいと思っております。

次に本日の委員さんの出席状況でございますが、榎木委員さんが今回も体調不良ということで、ご欠席という連絡をいただいております。

それでは、会議の方を始めさせていただきたいと思っておりますが、議事録の作成上、ご発言に際しましては、前回同様、マイクのご使用についてご協力いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。それでは、さっそく、会議を始めさせていただきたいと思っております。会長様、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 皆様こんばんは。いよいよ、これまでの審議の集大成として答申素案の検討をしていただくことになっております。みなさん、よろしく願いいたします。

まず、本日の会議の議事録の署名をしてくださる方でございますが、A委員さんとB委員さんのおふた方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

本審議会では、第2回以降の審議を「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして非公開と決めておりますので、本日も傍聴人を入れずに審議を行いまして、議事録につきましても答申までは公開しないこととしておりますので、情報管理についてはよろしく願いいたします。

それでは、ただ今から、審議に入ってまいります。答申素案は、私と副会長、それと事務局とで作成させていただきました。事前に委員の皆様にお届けいたしましたけど、お手元に届いていたと思います。すでに目を通していただいていると思いますが、目次のところをご覧いただきますと、素案の方は「はじめに」から「おわりに」まで六つのパートに分かれております。

本日の審議の進め方ですけれども、まず事務局に1パートずつ朗読していただきます。委員の皆様はそれをお聞きになりながら、文字を目で追っていただきながら、朗読が終わったあとに、ご意見をいただくということで、途中、止めながらさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、さっそく始めさせていただきますけれども、まず1ページの「はじめに」のところから事務局の方で朗読をお願いいたします。

事務局 それでは、「はじめに」のところを朗読させていただきます。

急激な少子高齢化が進む日本社会は、平成17年から国勢調査の結果で総人口が前年を下回り人口減少社会に突入したとされる。幼児教育・保育の分野では、女性の社会進出の進展や長引く不況などが重なって幼稚園の就園者が減る一方、保育所ニーズが増え続けていることに伴い、子どもの発達にとって重要な集団活動の機会が確保されにくくなっている幼稚園や、都市部を中心に多数の保育所待機児童の存在が問題となっている。

その解決策の一つとして国は、幼稚園と保育所の機能を一体化した「総合施設」の導入を検討し、平成18年10月には認定こども園制度をスタートさせた。

伊丹市においても、公立幼稚園の就園者が年々減少し、4歳児・5歳児とも1クラスの園が約半数を占め、一部の園では4歳児の1クラス人数が定員(30人)を大きく下回る状態が続いている。

伊丹市教育委員会は、子どもが切磋琢磨できる教育環境の維持が困難になっているとして平成18年4月、今後の幼児教育のあり方について伊丹市学校教育審議会に諮問した。

同審議会は2年近い審議を経て平成20年2月の答申において、幼保総合施設を検討することの必要性や公立幼稚園の1クラスの人数、各園のクラス数、幼稚園数、通園区などについての方向性を示した。しかし、幼保総合施設を現時点で導入することについては、福祉対策審議会との合同審議の結果に基づい

て「今後の検討課題」と位置づけ、公立幼稚園の適正規模・適正配置についても同様に「今後の検討課題」と位置づけた。

しかし、本市では、その後も公立幼稚園の就園者の減少傾向が続き、平成22年には4歳児・5歳児とも20人を下回る幼稚園さえ出てきた。

このような状況のなか、本審議会は本年6月24日、伊丹市教育委員会から改めて今後の幼児教育のあり方について諮問を受けた。具体的な諮問事項は、前回の伊丹市学校教育審議会答申の方向性を踏まえた、本市における幼保一体化施設の導入であり、それは教育と福祉両分野にまたがるテーマであるため、前回同様、伊丹市福祉対策審議会との合同の審議も行って、慎重に審議を進めた。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。今、事務局に「はじめに」のところを朗読いただきましたが、何か、お気づきの点、ご意見などがございましたら、お願いいたします。誤字脱字といったご指摘でも結構でございます。遠慮なくご発言いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは次のパート「1.公立幼稚園の現状と課題」のところを事務局の方で朗読をお願いいたします。

事 務 局 それでは、読ませていただきます。

1.公立幼稚園の現状と課題 伊丹市教育委員会は、これまで公立幼稚園を1小学校区に1園設置していることを大きな特色として幼稚園教育に取り組んできた。昭和56年4月、このいけ幼稚園が開園してから現在に至るまで17園体制が維持されている。この体制は、公立幼稚園が徒歩で通える距離にあること(一部地域除く)幼稚園が小学校と隣接あるいは近接して小学校への通学路と同じか、ほとんど変わらない通園路となること、同じ小学校へ進学できる仲間が確保できることなど多くのメリットがある。

しかし、急激な少子化に伴い、ピークの昭和52年度に3,666人であった本市の5歳児数は平成22年度には1,874人と、30年余りの間にほぼ半減した。昭和52年度の公立幼稚園の総就園者数は、2,341人(5歳児のみ)に上ったが、平成22年度には1,243人(4歳児613人、5歳児630人)と半分強になっている＝資料1参照。

本市は平成5年度から4歳児を受け入れて2年保育を開始し、それに伴って4歳児の募集定数を700人(現在750人)に設定したが、10月の園児募集における4歳児の総応募者数は平成11年度の939人をピークに減少傾向が続き、平成22年度は総定数750人を137人下回る613人にまで減少している。一部の園では、応募者数が定数を上回って抽選になっているが、全体では定員を下回っているというのが現状である。

5歳児は原則的に希望者全員を受け入れているので、4歳児が1クラスの園でも5歳児の複数学級を編成することは可能である。しかし、平成13年度から今年度までの10年間の状況をみると、4歳児・5歳児とも1クラスしか

い状況が10年間続く園が2園、9年間の園が3園ある。平成22年度入園者数(4歳児)をみると、20人を下回る15人という園が1園、20人の園が1園、23人の園が2園などとなっている=資料2参照。

前回の伊丹市学校教育審議会(以下「前回審議会」という)答申=資料3参照=で示された「(各園に)4歳児・5歳児とも複数の学級があることが望ましい」「幼稚園で集団生活を送るにあたっては少なくとも(1クラス)20人程度は必要」という状況にない園が一部にあり、適度な幼児数を確保し、集団による教育の効果が十分発揮できる体制づくりが課題となっている。

一方、保育所においては入所者が逆に増加傾向にある。公私立合わせた保育所の入所者を5歳児で見ると、平成10年度に5歳児基礎幼児数の13.4%、262人であったのが、平成22年度には同21.3%、400人に増えている。この傾向は4歳児、3歳児でも同様である=資料4参照。

しかも、保育所に入れず待機している子どもは、平成22年3月1日現在、3歳児~5歳児が74人、0歳児~2歳児が323人、合計397人に上っている(入所手続きを行っているが、保育に欠ける状態になっていないケースも含む)=資料5参照。

このような保育所待機児童の解消は本市の喫緊の課題であり、伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画では、平成26年度までに認可保育所の定員について、340人分の増設を図ることとしている。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。今、1番の「公立幼稚園の現状と課題」のところを読んでいただきましたけれども、いかがでしょうか。ここは現状分析の部分ですので、意見が分かれるということは少ないとは思いますが、表現の方法でわかりにくいとか誤字脱字があるということも含めて、遠慮なくご発言いただきたいと思えます。

C 委 員 文頭のところで、公立幼稚園のメリットとして多くのメリットがあるというふうに記載があるのですが、その前のところを見ると、小学校とのつながりだけのことでメリットがあるように読み取れるかなと思えますので、実際のところ、他に具体的に書けるのであれば、違う視点でも付け加えていただければいいのではないかなと思えます。

会 長 例えばどのようなことを。

C 委 員 私もこの会の中でずっと言わせていただいているんですけども、地域の中で子どもを育てているという、園内から地域への発信でもありますし、家庭に帰ってからも地域で子どもたちが育っているところを書いていただくのがいいのではないかなと思っています。

会 長 そうしたら、地域に徒歩で通える距離にあることというあたりに、すぐ小学校の話になってしまいますけど、その前くらいに地域のつながりで活かされた幼稚園みたいところで、地域とのつながりを書くということによろしいですかね。

C 委 員 地域の方に見守っていただいている園がとても多いので、園から地域へだけではなく、地域からもすごく大事にされている園があるというふうに書いていただくと、公立幼稚園のメリットにつながるかなというふうに思います。

会 長 事務局の方、いかがでしょうか。

事 務 局 地域に根ざしたという意味でのご意見だと思うんですが、それにつきまして、他の委員さんからも伊丹市における公立幼稚園についてのご意見をうかがって検討したいと思います。色々なお立場の方がおられますので、今のところについておうかがいできればありがたいです。

会 長 事務局からそういうふうなご意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。他の委員の先生方の意見ですね。お聞かせいただきたいということで。

いかがでしょうか。先ほどのご提案は公立幼稚園の立場としてというご意見なので、いろんな立場の方がいらっしゃるのが審議会のいいところだと思いますから。どなたか。地域に根ざしたとか、そういう意味のところを一言入れるというんですかね、含めてご意見いただけたらいいんじゃないかなと思いますけれども。あるいは、公立幼稚園は1小学校区に1園設置しているということは、すでに地域に根ざしているということでもあるから、あえて二重に言わなくてもいいというご意見もあると思います。いかがですか。

D 委 員 同じ公立幼稚園に勤めておりますので、公立幼稚園の良さというか、公立幼稚園に来ております子どもたちが、そのままお隣の小学校の方に参りますので、そういう点では、地域の中で大事にさせていただいているというか、それが当然というか、それが自然な流れの中で毎日の園生活が営まれておりますので、それが特色というか、メリットかなというふうには感じておりますけれど。はい。

会 長 他の立場の委員の先生方、いかがでしょうか。例えば、ここに入るとしたら、「伊丹市教育委員会はこれまで公立幼稚園を1小学校区に1園設置していることを大きな特色として」の次に、「地域に根ざした幼稚園教育に取り組んできた」と書き込んで大丈夫でしょうかね。まあ、簡潔に言えばそういう意見だと思うんですね。文章をあれこれ増やすというよりは、ワンセンテンス入れるということで。大きな特色として地域に根ざした幼稚園教育に取り組む、まあ、小学校区に1園ということはもちろんそれが狙いだったとは思いますが。事務局の方はいかがですかね。

事務局 検討させていただきます。

会長 別に入れても構わないのではないかというご意見というふうにしてよろしいでしょうか。他の委員の皆さん。もう少し聞きますか。いいですかそれで。ありがとうございます。もう少しこの辺も検討するというので。他に1番について。よろしいでしょうか。では、次2番お願いいたします。

事務局 2番「国における幼保一体化への取り組み状況」を読ませていただきます。
国は平成15年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で幼保一体化施設に関する制度創設を閣議決定し、平成17年度の厚生労働省・文部科学省による総合施設モデル事業（全国35園）実施を経て、平成18年10月の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行によって認定こども園制度をスタートさせた。

幼稚園は学校教育法に基づく学校教育施設（文部科学省が所管）、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設（厚生労働省が所管）として異なる目的の下に運営されてきたが、保護者の就労の有無によって利用施設が限定されること、少子化によって幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化し運営も非効率であること、女性の社会進出や就労形態の多様化などにより保育所の待機児童が都市部において急増していることなどが問題点として指摘されていた。

このため、認定こども園においては、保護者が働いている・いないに関わらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、育児不安の大きい家庭への支援を含む、地域における子育て支援が義務化されている。

国においては現在、幼稚園と保育所を「こども園」（仮称）に一本化し、行政も「子ども家庭省」に一元化することなどを内容とする「子ども・子育て新システム」が検討されているが、現時点においては、国・兵庫県とも認定こども園制度を推進している。特に兵庫県は積極的な推進姿勢を打ち出しており、平成22年4月1日現在の認定こども園認定件数は31件と、全国で4番目に多い（資料6参照）。伊丹市内では、平成19年4月1日付けで幼稚園型（私立）が1園誕生している。以上でございます。

会長 ありがとうございます。この2番に関しましてご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

聞きながら気が付いたんですが、3ページのところで、「このため認定こども園においては」の次くらいにですね、「保護者が働いている・いない」は、就労の有無に関わらずということだと思えますけれども、確か「すべての子どもたちに」というのが、国の文言では入っていますよね。だから、就労の有無に関わらず、今までは就労によって、保育所、幼稚園というような流れがあったんだけど、そういうことに関係なく、すべての子どもたちによりよい保育

を保障するという意味合いが国のほうとしてはあったので、どこかにそういうようなことが一つ。

事務局 「就学前の」の後にですね。

会長 そうですね。「就学前の」の後ってというのはどこになりますか。

事務局 次の行の、「就学前の子どもに幼児教育・保育」…。

会長 そうですね。ここにね。「就学前のすべての」という文言を入れていただいたら大分違うかな。すべての子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する。いろんな形で幼保一体化って言われているわけですが、待機児童を減らすためだとか、それを効率よくやるためだっていう経済的なものを中心になっているという批判もあるんですけども、認定こども園の理念としましては、すべての子どもたちにですね、親が働いているからこっちとか働いていないからこっちとか、短いとか長いとかではなくて、保育の質も保障しようということも含めての方針であるのは間違いないので、一言入れておいたらだいぶ違うかな。他にございませんか。これは国のところなので、どうこうっていうところではないと思います。

続きまして、また後で気づいたら戻っていただいて結構ですよ。次4ページになります。いよいよ審議経過と今後の方向性というところで、これは私たちが審議してきたことをまとめた主な内容になりますので、よろしく願いいたします。

事務局 では、3の「審議経過と今後の方向性」を読ませていただきます。

本審議会は、諮問された「幼保一体化施設の導入」が教育と福祉両分野にまたがるテーマであるため、前回審議会同様、福祉対策審議会との合同の審議を平成22年6月30日と7月28日の2回行い、その検討結果を基本に据えながら、公立幼稚園の就園等の状況や前回審議会答申を踏まえて審議を行った。

(1) 幼保一体化施設について

幼保一体化施設(前回審議会では「幼保総合施設」と呼称)については、前回審議会及び福祉対策審議会において「今後の検討課題」と位置づけられたが、その理由とされた、認定こども園制度に関する施設類型によっては十分な保育内容が担保されないおそれがあること 直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題という2点の問題点について、第1回合同部会において今日的な視点から検討し、次のような方向性を確認した。

施設類型によっては十分な保育内容が担保されないおそれがあることについては、以下の理由により懸念は解消されている。

幼保連携型で実施することを考えると、国においても財政上の措置が講じられている。

職員配置や施設整備の基準については、県条例によって認可保育所の認定基準と同程度の基準が設けられている。

幼稚園就園者の減少に伴い、集団による教育の効果が十分発揮できない幼稚園については、一定数の子ども集団の確保や異年齢保育の実施などにより、幼児教育の充実を図るとともに、保育に欠ける子どもも幼児教育を受けることができる。

今後、先進事例の研究や、幼稚園と保育所の合同研修などを行うことにより、本市の特性に応じた就学前児童の教育・保育を充実することができる。

認定こども園制度は、子育て支援事業を行うことが法律で義務づけられており、在宅の子育て支援の充実が期待される。

直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題については、以下の理由により懸念は解消されている。

公立の認定こども園については、契約もこれまでどおりで、保育料も市が定める。

私立の認定こども園については、申込書の市への送付が義務付けられており、保育に欠けるかどうかの認定行為自体はこれまでどおり市が行う。

私立の認定こども園の保育料について市長が適切でないと認めたときは、法律により変更を命令することができる。また、私立幼稚園部分には就園奨励費補助金が交付されることにより、一定の公私間格差是正が図られている。

従って、本市においては今後、幼保一体化施設の中でも幼保連携型認定こども園を整備していくことが望ましい。

(2) 認定こども園制度を活用すべき公立幼稚園について

保育所待機児童が最も多いのは公立幼稚園のブロック圏区では、本市中心部のAブロックである＝資料7参照。第1回合同部会においては、Aブロックを優先して待機児童解消を図るべきであるとして、Aブロックの公立幼稚園を対象に認定こども園制度の活用について具体的に検討することが本審議会に要請された。

すずはら幼稚園 本審議会では、Aブロック内の4園（伊丹、南、ありおか、すずはら各幼稚園）の就園状況や4歳児の応募状況＝資料8参照＝及び各園の施設の状況＝資料9参照＝などを検討し、以下の方向性をまとめた。

伊丹幼稚園は単学級園であるが近年、入園待機者が発生していること、南幼稚園は複数学級園であること、ありおか幼稚園は単学級園であるが、マンション開発などにより今後、就園者が増える可能性があるうえ、施設が狭いことなどから、いずれも現時点で認定こども園への利活用は困難である。

しかし、すずはら幼稚園はAブロック内で唯一、過去10年継続して単学級園であったうえに、この間の延べ就園者数が市内で神津幼稚園に次いで少なく、過去5年の4歳児就園者は各年20人～25人とどまっていること、また住民基本台帳に登載されている0歳～3歳児の数を見ても、今後就園者が増える見込みがないことなどから、当幼稚園は保育所機能を付加して幼保連携型認定こども園にすることにより、一定数の子ども集団を確保し、異年齢交流なども

行って幼児教育の充実を図るのが望ましい。

同園には現在、就学前の子どもとその保護者のためのフリースペース「むっくむっくルーム」が設置されているが、認定こども園となった後も認定こども園に義務付けられている、地域の子育て支援の一環として、このスペースを引き継いで運営されるのが望ましい。

神津幼稚園 本審議会は、Aブロック以外のブロックにおいても、活性化が急務となっている園について検討し、次の方向性をまとめた。

Cブロック（神津地区）にある神津幼稚園は、平成22年度就園者が4歳児15人、5歳児19人であり、前回審議会答申において「統合も視野に入れて、適正規模を検討することが必要」とされた基準（4歳児・5歳児とも単学級の園で各クラス20人を割るような状況）に該当する。しかし、Cブロックにおいて同園は唯一の幼稚園であり、統合の対象にすると、他に通える幼稚園が存在しなくなること、また、市立神津保育所も公立保育所の中では唯一、定員を下回っていること、住民基本台帳のデータから見ても神津地区で今後、子どもの数が増える見込みがないことなどから、神津幼稚園は神津保育所と統合し幼保連携型の認定こども園にすることにより、一定数の子ども集団を確保し、異年齢交流なども行って幼児教育の充実を図るのが望ましい。

第2回合同部会においても、すずはら幼稚園についてはAブロックの保育所待機児童解消及び幼児教育の向上につながるとして、また神津幼稚園については保育所待機児童解消の観点ではないが、幼児教育が活性化するとして、いずれも幼保連携型の認定こども園に整備することが望ましいとの方向性が確認された。

（3）認定こども園の設置主体について

すずはら、神津両幼稚園を幼保連携型の認定こども園とする場合、その設置主体を、市とするか、あるいは民間法人とするかについては、利用にかかる保護者負担の問題もからみ、市民にとっては大きな論点である。よって本審議会においても活発な議論が行われた。

公営を望む意見は・今まで積み上げてきた公立の質の高い保育を引き継ぐ・安い料金で利用できる・市として認定こども園のモデルを示す必要がある・民営もあってよいが、一つは公営にしてほしい・最初は公立で運営し、どうしても民営が良いとなれば民営にすればよい などであった。

一方、民営を望む意見は・保育の質において公が高く民が低いとは言えない・民の方が自由に特色を出せる・預かり保育などサービスが多彩である・利用者への対応に柔軟性がある・税金で作るのではなく、民間でできることはできるだけ民間でという時代なので民営の方がよい などであった。

第2回合同部会においては、活発な議論の末、「公立であろうが私立であろうが、認定こども園制度の推進に影響を与えるものではない。そのブロックの幼稚園や保育所の設置状況なども十分に考慮しながら、行政で検討すること」という結論となった。

本審議会は設置主体を公民どちらか一本に絞ることはせず、市の財政や人事

などさまざまな行政課題を考慮し、また本審議会における議論も参考にしながら市の方で判断していただくこととする。

(4) 公立幼稚園の通園区について

伊丹市立幼稚園では、平成10年度から市内を6区域に分けたブロック園区制をスタートさせた。通える幼稚園を1小学校区に限定せず、小学校区を組み合わせたブロック単位に広げることで、就園待機者を少なくし、より多くの子どもを受け入れるようにしている(神津幼稚園のみ1小学校区)。

しかし、17幼稚園のうち2園が今後、認定こども園として整備されることとなり、認定こども園ではなく、公立幼稚園に通いたいという人があった場合、Aブロックでは他の3園に申し込めるが、神津幼稚園しかないCブロックでは他に選択肢がなくなってしまう。また、認定こども園として整備される2園のうち1園でも公立となった場合、その認定こども園に当該ブロック以外から通いたいという人があった場合、認定こども園に申し込めないことになる。

以上の理由から、認定こども園が開設されることに伴い、公立幼稚園のブロック園区制を廃止し、全市1園区とするのが望ましい。以上です。

会 長 ありがとうございます。長いところを読んでいただいて、ありがとうございます。ここは、私たちの意見を集約したメッセージのところでございますので、いろいろとご意見もあると思います。ぜひ、遠慮なく発言していただきたいと思います。

E 委 員 よろしいですか。4ページの幼保一体化施設についての黒丸の3番目ですが、幼稚園就園者の減少に伴い、これ、「減少に伴って教育効果が十分発揮できない」と断定的な表現になっておるんですが、必ずしもそうではないという考え方を持っております。ですから、この「できない」というのを「できにくい」という表現に、緩やかな表現に替えたほうがいいのではないかなというようなことを思いましたので、発言いたしました。以上です。

会 長 ありがとうございます。集団による教育、これは前の答申を受けた文章なんですか。そうではなくて、ここで、合同で話し合われたことですね。

事 務 局 大体、方向性は一致しておりますけれども、十分という言葉が入ってりましたので、十分発揮できないということで、発揮しにくいという意味を出したつもりだったんですけれども、まずかったですでしょうか。

E 委 員 言葉のやり取りになるんですが、十分が入っているから柔らかくなってるっていう事務局側のご答弁でしたけれども、この、発揮できないという断定的なものを答申の中に入れていいんだらうかということを思っています。というのは、少人数であれ、各園の方が園の交流などを通したりとか、小学校との交流を通したりとか、色々工夫しながら少人数の教育効果を上げようと努力され

てる。それをこういうふうな発言というか、表現していいんだろうかなということ思ったわけです。ですから、前回の答申を受けてこれでいくというのであれば、別に異議は申し上げませんが、私自身は違和感を感じました。以上です。

会 長 ありがとうございます。E委員の意見は、必ずしもそうは言い切れない部分があるということで、誤解を受けるのではないかとということなので、ここは、事務局で訂正というか、よろしいでしょうか。

事 務 局 はい。

会 長 ありがとうございます。読みようによってはこちらの意図がうまく伝わらないとか表現がわかりにくいということも含めて、ご意見いただけたらと思います。どうぞ。

C 委 員 今ご指摘あったところと同じところなんですが、私も読み方のとらえというところで、最後のところ、「保育に欠ける子どもも幼児教育を受けることができる」というところでは、私たち幼児教育をしている者としては、ここが必要であるということが明確になっているので、自信を持って読み取ることができるんですけども、特に福祉対策審議会においても多少話をされたという前文がある中で、この部分を読んで、今、保育所で働かれています方であったり、保育が必要だと思って保育所に通わせておられる保護者が不快な思いで読み取られないかなと思いました。表現としては、先ほどの話にあった「すべての子どもが幼児教育を選択することができる」というような書き方でもいいのではないかなというふうに思いましたので意見させていただきました。

会 長 ありがとうございます。私たちは、保育指針の中で出ているきちっとした法律用語だというのは理解している「保育に欠ける」という言葉なんですけど、答申として一般的に公開されたときにそこまでは思われなくてもありますよね。確かにね。いかがでしょうか。事務局の方は。

事 務 局 今回、この案についてご意見をいただいて、この場でそういうふうに変更しましょうというような了解を得ていただければ、その方がまとめやすいと思いますので、先ほどの「十分発揮できにくい」というような表現も、皆さんそれで了解をいただければ、そのような形で変えさせていただきたいと思います。その方が了解いただいたうえでということで、わかりやすいと思いますので。ですから、今の部分についても、「保育に欠ける子どもも幼児教育を受けることができる」という表現について、「就労の有無に関わらず、すべての子どもが幼児教育を受ける選択が可能である」、そういうふうな表現で、了解を得ていただければありがたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

副 会 長 それでいいと思います。

会 長 副会長の方もそれでいいということで。前半の方は集団による教育の効果が発揮できにくい、十分を入れるかどうかはあれですけども、「十分発揮できにくい幼稚園については」にするということと、後半の方も「保育に欠ける」という言葉は削除して、ここはさらりといったらどうかなと思ひまして、「幼児教育の充実を図るとともに、すべての子どもが幼児教育を受ける」。まあ、「就労に関わらず」を入れた方がいいかな。「就労に関わらず、すべての子どもが幼児教育を受けることができる」というように入れ直すということですね。「保育に欠ける」というのはカットするというので。私もこっちのほうがいいかなと思っております。他の委員の方、よろしいでしょうか。

他、ございませんか。はい、どうぞ。

F 委 員 失礼します。5ページの上から2行目の、「私立の認定こども園については、申込書の市への送付が義務付けられており、保育に欠けるかどうかの認定行為自体はこれまでどおり市が行う」。それから、次の、「私立の認定こども園の保育料について市長が適切でないと認めたときは、法律により変更を命令することができる」。この辺りまでなんですが、もう少しきちんと書いていただかないと、市がどういう法律、規則でもってこの文言を書いておられるのか、その規定をきちんと見せていただいたことは私もあまりありませんので、例えば認定こども園でも類型がありますし、幼稚園型であればちょっと違ってくるのかなと。認可型であればまた違ってきますし。この法律、規則というのが、どういふところをとってこれを書かれているのかちょっとわかりにくい部分です。お教えいただけたらと思います。

会 長 では、事務局の方いいですか。お願いします。

事 務 局 合同部会でこういう審議結果が出まして、合同部会の方で法律等も示されながら、こういう文言でまとめられたというのを、ほぼそのまま掲載させていただいたんですけども、市への送付を義務付けるのがどういう法律によってとかということを書き加えるということによろしいでしょうか。

F 委 員 間違っているわけではないですけども、合っているわけでもないなど。

会 長 その時の話し合った言葉としては、こうなっているんですけど、文章になるのできちとした形で、何々に基づきとかいう法律を入れておいたほうがいいというご意見だと思います。いかがでしょうか。

こども部 すみません。こども部です。具体的には認定こども園の法律の方で義務付けがされております。ですので、具体的な条項の引用をすればいいのかなと思いますので、F委員のご指摘のとおり、合同部会の方では法律を横目で見ながら条文を目で追って確認させていただいております。今回の学校教育審議会の答申の方には、その資料が付いていませんので、法律名を引用して何条の規定により市へ送付が義務付けられていますというような表現に変えさせていただきたいのかなというふうに考えております。

会 長 よろしいでしょうか。ここは書き直すということ。

F 委 員 国基準さらに県基準ですよ。

こども部 二つとも法律の方が根拠になっています。県条例のほうは認可の基準を書いていることになりますので、是正命令でありますとか、送付の義務付けというのは法律の方でうたわれておりますので、法律の引用で足りるかというふうに考えております。以上です。

会 長 国の基準によりだから、その辺のこの条項を入れていただくということですね。よろしいでしょうか。そこを付け加えるということ。F委員よろしいですか。

F 委 員 認可型の認定こども園であれば、「保育料は法律に従って」というのはあると思うんですけども、認定の幼稚園型とか保育所型ができた場合は、保育料はその施設長なり園長、法人の理事長なりが決定するというところになってるので、ちょっと違う。ぱっと見れば皆拘束されるような感じに読み受けましたので、今言っていたようにそのところをもう少し詳しく書いていただいた方がいいのかなと思います。

こども部 F委員のご指摘はごもっともなことでございます。法律上書かれているのは、幼保連携型の部分に限って保育料については是正命令ができるということが法律で明記されております。ですので、これも先ほどの答と重複するんですけども、合同部会では法律の方を見ながら、幼保連携型の部分についての検討でなされてきましたので、その部分が資料としてないのは先ほどご説明させていただいたとおりですので、幼保連携型の部分でというふうな形で誤解がないように表現するのが適切かと考えております。以上です。

会 長 ありがとうございます。とりあえず、幼保連携型を前提にしているものの、きちっとわかるようにここは丁寧に書いた方がいいですね。ありがとうございました。というふうに直させていただくということで、F委員よろしいですか。

ありがとうございます。要するにもう少し厳密に書くというところですね。資料とか条項を入れながら。他ございませんか。はい、どうぞ。

C 委員 すみません。6ページのところの1番上で、上の4行、むっくむっくルールのお話が出てきているんですけども、今回の審議会の中でどこにこのような話が出てきたのかなというのが、私自身、思い出せなかったもので、出てきたのかなということと、もし、出てきてなくて、こういう意見が事務局側から出てきたのであれば、誰がこの話を言ったのかという主語がいるのかなと思いました。

事務局 すみません。ご指摘のとおりです。具体的にこういうことのお意見は出ておりません。すずはら幼稚園について、こういう方向性をまとめていただいたので、すずはら幼稚園には2階にむっくむっくルームというスペースがあり、しかも認定こども園には法律で地域の子育て支援ということが義務付けられておるといことで、こういうことが、今後認定こども園になっても当然ながら、引き継いでいただくのが望ましいのではないかとということで、事務局側から会長ともお話をし、ご提案させていただいたということです。ご意見いただけたらと思います。

こども部 合同審の中で話がありました。

会長 聞いたような記憶は私もありますね。合同審で出ているのではないかと考えてましたし、私どもこの部分については、この審議会というわけではなくて、すずはらの名前が出たときにですね、こういうのをやっているということの説明ほどではないけど、これがあるっていうのは、私も記憶がありますね。こういうむっくむっくルームというのが。

でも、後半の方は、望ましいとかそういうところまで、審議はした覚えはないですけども、それもあるから、すずはらがいいんではないかっていう意見が出た記憶があるんですけど。議事録の方、そういうふうを書いてあるかどうか分からないんですけど。あと、今言った合同審の方では出ているということですか。

こども部 すみません。こども部です。合同部会の中では、子育て支援事業の部分が法律で義務付けされているという部分がございます、その部分で、どういったことができるのかといった説明の中で、当然、このすずはら幼稚園で行われているむっくむっくルームみたいなものにつきましても、子育て自立支援事業の一環という事業になりますので、そういうこともできますという中で、それプラス相談事業であるとか、地域の方が認定こども園の施設を使って、子育て支援事業をやるっていうのは非常に有効な手段であって、今後、そういったことが引き続き継続されるのが望ましいという意見は出ていたというのは、合同部会の方で出ておりますので、報告させていただきます。

会 長 ありがとうございます。その資料のときに私も思ったのかもしれませんが、よろしいですか。

C 委 員 それであれば、の文頭の本審議会ではという書き方で始まっていますので、この流れでいくと審議会の中で審議された内容かなととらえることができるかなと思いますので、どこかに福祉対策審議会との話の中でというような言葉を入れていただくほうが忠実なのではないかなと思います。

会 長 ただ、4ページの方に合同の審議を行って、最初の4行ですね。その検討結果を基本に据えながらというのが1文入っていますよね。だから、そのことも踏まえて審議としてやったということになりますので、純粋にここだけで話したことがここに出るっていうのではないのではないかと私は思うんですけどね。だから合同でやったことも含めて、審議会で、別にそれに対して異論が出なかったわけなので、こういう形で構わないんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

方向性としては、非常に必要な義務としての子育て支援になりますからね、認定こども園ね。今は努力義務ですけどね。だけど本当にやらないといけないということになるので、入れておいたほうがいいですね。中身的に。異論がなければこの4行入れるという方向でよろしいでしょうか。

じゃあ、他にございませんか。また、全部終わったあと、気になることがあったらお話していただくということで、4番、「配慮すべき事項」のところ、よろしくをお願いします。

事 務 局 4番、「配慮すべき事項」を読ませていただきます。

伊丹市立幼稚園の施設を活用した認定こども園の整備や幼稚園と保育所の統合は新たな施策であり、十分な準備のもとに取り組む必要がある。それを円滑に進めるため、伊丹市として次の点について可能な限り配慮することを望む。

(1) 法人選定

設置主体を民間法人とする場合、法人選定に当たっては、地域活動の拠点の一つでもあった公立幼稚園からの転用という点に考慮し、選考基準づくりなどできるだけ地元住民の意見が反映されるようにすること。

(2) 保育料

設置主体を民間法人とする場合、保育所部分の保育料は当該法人が定めることとなるが、現行の公私立保育所の料金体系を基本とした適正なものとなるよう、十分な指導を行うこと。

幼稚園部分の入園料・保育料については、現行の私立幼稚園就園奨励費補助金の充実を図るなどして、公私間格差の是正に努めること。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が協力して幼児教育の向上に取り組めるよう、事前に十

分な研修を行うこと。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、その4番につきまして、ご意見いただけたらと思います。どうぞ。

C 委 員 (1)の地元住民の意見が反映されるようになっていくことは、本当に一番だと思っただけなんですけども、(3)番のところですね、幼児教育っていうのは、子どもたちが生活する環境を作っていくのが一番大事だと思っているんですけども、そういう環境を整えられた環境で認定こども園がされるように、研修だけではなくて、設置に向けて現場の教職員の、教師であったり、保育士であったりっていう意見を参考にしていくというような考え方も載せていただけたらと思いました。

会 長 今の意見は、設置に関してということですか。研修のことですか。それとも設置についてのことですか。

C 委 員 どちらに載せたらいいのかなっていうふうに思ったんですけども、設置の中になんかというふうに思います。

会 長 そうすると、どういうことですかね。もう一度、ご意見言っていただけますか。

C 委 員 配慮すべき事項なので、研修以外に(4)で付けていただけるなら、なおいいかなと思っただけなんですけども、子どもたちの生活にふさわしい環境を作るために、認定こども園の設置に向けては、今働いている現場の教職員や保育士の意見を反映したものを一緒に考えていくというような文言があってもいいのかなと思いました。

会 長 意見を反映するということは、どういうことなんでしょうかね。それは今まで審議会では出てこなかった意見ですね。むしろ私は(3)番のところもあとで、ちょっと気になったところなんですけど、幼稚園教諭と保育士が協力して幼稚園教育の向上に取り組めるよう、事前にではなくて、事後も研修してもらいたいと思いますから、「事前に」を消してもらって、「幼稚園教育の本質である遊びを通した学びの保障がされるように、十分な研修を行う」ことっていう具体的な幼稚園教育の持ってきた今までの良さみたいなものを入れたらどうかかなと感じております。それが環境っていうことにもなりますよね。もう一度言います。「幼稚園教諭と保育士が協力して、幼児教育の向上に取り組めるよう、また幼稚園教育の本質である遊びを通した学びの保証がされるよう、十分な研修を行うこと」というふうに入れたらいかがでしょうか。よろしいですか。

他、ご意見どうでしょうか。はい、どうぞ。

F 委 員 4ページの(1)法人選定ですが、設置主体を民間法人とする場合とありますが、この民間法人の中に株式会社とかそういうところが進入しないのかとかいうことが、私自身とても危惧しています。

会 長 すみませんが、事務局お答えいただけますか。

事 務 局 今後、答申をいただいてから検討されることとなりますけれども…。

こども部 すみません。一般的にですね、市が一定の運営補助なり開設にあたって補助する場合に、いわゆる営利を目的とするときに助成金というのは基本的には出せないですね。法律で認められる範囲で、認定を受けるということが前提となってきますが、今回のような場合で、我々が考えているのが、一定、やはり学校法人が基本的にはメインになっていく、あるいはいわゆる社福(社会福祉法人)が、時としてメインとなっていくということで、それを両立書いていくのもいかがかということで、包括して書かしていただいているというふうにご理解いただいたらいいのかなというふうに思います。

会 長 ありがとうございます。よろしいですか。

そのことは、営利目的ではないということが前提ということになると思います。他にございませんでしょうか。結構、配慮すべき事項というのは、付録のようですけども、意外と大事なところですので、ここに文言を残しておくということは答申として大切な方向性を明らかにすることだと思いたいますが、いかがですか。

そうしたら、4だけではなくて、今までのところで、そうですね、「おわりに」までいきましょうか。「おわりに」にいて、今までのところでお気づきがあったらということできたいと思います。では、「おわりに」のところを。

事 務 局 では、最後の「おわりに」というところを読ませていただきます。

本審議会は、市教育委員会から前回審議会の方向性を踏まえた、本市における幼保一体化施設の導入について諮問を受け、福祉対策審議会との合同部会を2回、本審議会を4回開催して審議を行った。

福祉対策審議会は保育所待機児童の解消、本審議会は幼児教育の向上という互いに異なる観点からの審議であったが、17園ある公立幼稚園のうち2園を認定こども園にすることについて共通の方向性を打ち出すことができた。

しかし、前回審議会の答申では、4歳児・5歳児とも複数の学級がある幼稚園を増やして子どもたちが活発に交流し切磋琢磨できる環境をつくるため、施設の利活用策を同時に示すことを条件に14園程度に統合することを打ち出した。本審議会は今回、2園について認定こども園制度活用の方向性を示したが、

前回の方向性に照らせば、今後も公立幼稚園の適正規模・適正配置による園の活性化に向け、継続した検討が必要である。

前回審議会の答申では、園施設の利活用を条件としない「4歳児・5歳児とも単学級の園で各クラス20人を割るような状況になった場合には、統合も視野に入れて適正規模を検討する」との方向性も示されている。市教育委員会にあっては、今後就園者がさらに減少し、このような状況になった場合には速やかに統合に向けた検討を行うことを望む。以上です。

会 長 では、「おわりに」のところでお気づきの点があったらよろしくお願ひいたします。はい、どうぞ。

D 委 員 現在の公立幼稚園の存続はますます難しくなっているわけですがけれども、前回の、今後の幼児教育のあり方についての答申の中に、預かり保育、それから3歳児保育に関しては、慎重な検討が必要であるというふうなことが引き続き明記されておりますけれど、そういうことについてのこれからの進め方ですけど、そういうことについても少し考えていただきたいというか、この審議のこの「おわりに」の文章だけでは14園にするという一方的な方向だけの書き方になっておりますので、そういうことも含めての文章にさせていただけたらと思います。

会 長 その辺はちょっと審議に上がって来なかった部分もあって、難しいんではないかと私、会長として思うんですけども。副会長いかがでしょうか。

副 会 長 同意見です。

会 長 気持ちはわかるんですが。まあ、預かりとか3歳児のことに関しては、認定こども園にすることによって解消されるわけですよ。ある意味。だから、公立の3歳児とか公立の預かりということは、公立の認定こども園にすれば、0、1、2、3歳と来るわけですし、預かりも当然あり得るわけだし、プラス子育て支援の義務化ということになりますよね。だから、逆に入れられないほうが私はいいんじゃないかなというふうに思うんです。むしろ、そういう段階を踏んで来たわけだけども、今までは、時代はやっぱりこうあるんじゃないかなと、個人的に思うところなんです。公立幼稚園に対してね。いかがなものでしょうね。反論があったらしていただいて結構ですけども。

今からちょっと入れるのは難しいかなと思います。事務局いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。会長、副会長は一致しておりますけれども。

事 務 局 会長、副会長のご意見について皆さん何か、ご意見ありましたら。

会 長 どうぞ。

C 委 員 今の同じところで最後の一段落なんですけど、人数のことだけが速やかに統合に向けた検討を行う条件になっているのかなと読み取れるのですが、20人あるいは19人になったら検討するという話も進めて来てはいないですし、地元住民の意見が、前のページですね、6ページの(1)のところ、地元住民の意見をとっていうところもあったので、やっぱり地域の状況に応じてということもあると思うので、ここの文だけでは20人を割ったら速やかにと読み取ってしまうのではないかなと思います。

事 務 局 この部分はですね、前回の審議会の答申を受けまして、前段の分は、園施設の利活用を条件として、利活用策を同時に示すことを条件にして17園を14園程度に統合して、複数学級園を増やしてはどうかというご提言があったわけですけれども、それとは別の観点で、子どもの健全な育成、子どもの育ちの観点から20人を下回るようなことになったら大変ですということで、クラス人数に着目して、利活用とは別に4歳児5歳児とも単学級の園で各クラス20人を割るような状況になったら検討をということなんです。ここには省略して書いておりますけれども、原文を読みますと、そういう20人割れというような状況になった場合には、「幼児数の動向や幼稚園の設置状況を見極めながら、公立幼稚園の統合も視野に入れて適正規模を検討することが必要」と。幼児数が今後増えていくようなことがないのかどうかとか、周りの幼稚園の設置状況とかそういうことを見ながら検討しなさい、というような方向性が示されておりますので、前回の方向性に沿った形で書かしていただいたということでございます。20人を割ったら即、適用するということではなくて、検討しなさいということで方向性をいただいておりますので、そういう書き方をさせていただいております。

会 長 よろしいでしょうか。前の審議会の答申を踏まえて、今の審議会があるわけですね。今後も適正人数というか、20人程度は必要であるというのは前の答申ではっきり言われているので、そこを含めて認定こども園ということで、今回の答申があるということで、今後もその辺をやるときには、きちんとこういった形で審議をしながらやっていきたいと思いますという内容というふうに私は読み取っているんですけれども、よろしいでしょうか。

だから、人数だけで、こうなったらこうするよという意味ではないと思います。そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。「おわりに」は、よろしいでしょうか。じゃあ、今から振り返って結構です。これで一通り答申素案を検討してまいりましたけれども、全体を通して何かお気づきのところありましたら、遠慮なくお申し出いただいたら、どうぞ。

C 委 員 答申のことではなく、この答申を出した者としての責任として、思っているところがあるんですが、それは今質問させていただくべきかどうか。

会 長 　　ちょっと待ってくださいね。では、まず答申につきまして、ご意見とかというのをまず、もらった上でご意見をまた、いただけるということですけども。

　　まずは、答申についてということで、大事な残っていくものですからね。何かありますか。はい。

D 委 員 　　すずはら幼稚園の話をしたときに、確かにありおか幼稚園のことは出たんですけども、ここで大きなマンションが建って就園者が増える傾向もあるということも出ましたけれど、施設的に難しいということも出たんですけど、あえて「施設が狭い」ことを文章化するというのは必要なんでしょうか。それを少し心配します。今現在、ありおか幼稚園に通わせてらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、あえてここでマイナスのことを、まあ、ありおかとすずはらと検討したときに、確かに施設面のことは出たんですけども。

会 長 　　出ましたね。はい、どうぞ。

事 務 局 　　ありおか（幼稚園）の保有教室が3つであるということで、そういう表現にさせていただいたんですが、ここに保育所機能をつけて、厨房も取り付けてとなると、なかなか大変ではなかるうかということで、検討していただいて、こういう表現にさせていただいたんですけども。「施設が狭い」という表現がマイナスイメージということなら、保有教室が3つという事実関係はどうでございましょうか。

会 長 　　認定こども園にするには、スペースが不十分であるというような言い方に直しましょうか。同じことですけど。ちょっとニュアンスが変わるという、それと狭いという一言だけだとちょっと誤解を生みそうですね。

事 務 局 　　その「施設が狭い」という部分を、「保有教室が少ない」というふうな形にさせていただいたほうがよろしいですか。

会 長 　　では、ここは「保有教室が少ない」ことなどからというふうに、「狭い」というのは直していただくということですね。まあ、公になるものですから、色々な気持ちも含めて、他いかがでしょうか。

　　それでは、答申のほうはとりあえず、まあ、ということなので、C委員何かご意見があるということでしたが。

C 委 員 　　すみません。2点あります。1点目は、6ページの下(3)の公営を望む意見はというところ辺りなんですけれども、審議会の中で行政で検討するというふうに出したのはもちろんわかっているんですけども、行政に委ねたことによって、子どもたちのために財源を使ってほしいというような意

見を、これと一緒にいただいた「すくすくカフェ」の報告なんかで読ませていただいた市民の声があるんだなと思ったときに、行政で判断するとはいえ、民間に財源が移っていくとか、市の中で公的な教育の財源が減っていくということをごここで了解したということに捉えるとなると、子どもたちのために財源を使っていくという意見があるなかで、減らしていくというのを言っていくのはいかがなものかなと。これはあくまでも意見です。これで何か変わるとは思わないんですけれども、答申を出す者として気になるなと思いました。

あと、2点目は7ページの(4)の通園区のところで、皆さんにお伺いしたいなというところなんです。神津小学校の今の現状を聞いていますと、神津幼稚園と神津保育所からの入学がほとんどだということで、地域で育てている方が多いなという学区ではあると思うんです。以前に、神津の年齢別の人口をお伺いしたときに0歳から5歳のところで、大体40人から50人程度が今後もそうなくなっていくんだなというのがあったんですけども、全市を1園区にしてさらに他地域からの子どもを受け入れたときに、現在の神津幼稚園や保育所どちらの施設で1学年40人から50人の子どもたちを受け入れられることができるのかなというのをちょっと思ったんです。0歳から5歳までを預かるのは厳しいんじゃないかなと、今の2つの施設を見たときに思ったんです。そうなったときに、神津地域の子どもたちが認定こども園にも入れない。じゃあ、近くの幼稚園にといっても、このブロックには神津幼稚園と神津保育所しかない状態、私立の幼稚園も保育所もない。この子たちが、もし全市1園区にして、他地域からの子どもを受け入れて、神津地域の子どもたちが就学前の教育を受けるために遠くまで行かないといけないというような状況になるのは、今の神津の地域には適していないのかなと思ったんです。なので、神津地域の子どもたちをこらからも、就学前教育をきちっと受けていくようにするのであれば、全市1園区にしたときに行けなかった子たちがどこに行けばいいのかなって。「あなた答申出したので、どう考えてるんですか」と聞かれたときに、私自身ちょっと言葉が詰まってしまうなと思いましたので、皆さんのご意見を聞けたらなと思います。

もう一つすみません。Aブロックも全市1園区にしたことを考えたときに、初め、Aブロックの待機児童が多いから、すずはら幼稚園の名前が挙がったのに、全市1園区にして、他地域の子も子どもたちがたくさん入ってきたら、結局、Aブロックも待機児童の解消につながらないことも考えられるんじゃないかなと思ったときに、全市1園区というのは改めて必要なのかなと、ちょっと読み取りました。先ほどのところ、教えていただければなと思います。

会 長 すみません。特に後半の方、全市1園区のところで問題点が発生するんじゃないかというご意見だったと思いますが、事務局の方で何かありましたら。はい。

事 務 局 先ほどの神津地域におけるお話なんですけれども、神津幼稚園と保育所を一

体化して認定こども園にして活性化をするという方向性をいただいたわけでありまして、他地域から幼稚園部分にいっぱい子どもさんが流入して、地元の子がはじきだされてしまうというようなことを心配しておられる。それほど来られたら非常に歓迎すべきことだと思うんですけども、そういうことは想像していなかったんですけども、4歳児、5歳児が15人、19人というような、20人を下回るというような状況の中で、認定こども園になったことで、即、定員を上回るような状況になるのかなというふうに思っておりまして、神津地区の活性化ということにもつながるということで、両者を合体させて、一体化して幼児教育の振興を図ろうという方向性ですので、そこまで想定しにくいなと。他地域から流入して地元の子が、地元の神津の幼保一体化施設に入れないというのは、想像しにくいですけども。もうちょっと具体的に根拠等教えていただけたらと思いますけれども。

それともう1点は、Aブロックにおける待機児童の解消を図るために作ったのに、ブロックを外すと全市から流入して、その部分がいっぱいになって、定員に余裕がなくなるということですかね。保育所の部分のことをおっしゃってるんでしょうか。幼稚園の部分のことをおっしゃってるんでしょうか。どちらでございましょうか。

C 委 員 待機児童の解消については、3ページのところで0歳から5歳までの人数が上がっていますので、待機児童というのは保育所部分、幼稚園部分問わず、子どもたちの待機児童の人数になるのでは。そういうふうにとらえて発言させていただきました。

事 務 局 公立幼稚園のブロックを外すということとは、公立で行った場合が前提ですよ。公立ですずはら地区で認定こども園をつくった場合、全市から集まることによって、幼稚園部分もあふれてしまうということをおっしゃっているんでしょうか。保育所の部分は新たに付加して設置するという方向性をいただいておりますので、保育所の部分はプラスアルファ、全く新しい保育所部分ですので、それはAブロックにおける待機児童の解消にはつながるかとは思いますが。

C 委 員 先ほどの話にもあったように、幼児教育を受けさせたいと思われてて、今他地域の保育所に行っておられる方も、公立の認定こども園が全市1園区になったのであれば、じゃあ、そこに通わせようというような考え方を持たれる方ももちろんいらっしゃると思いますので、もちろん幼稚園部分があふれるということも問題だとは思いますが、Aブロックの待機児童が多いという、そこを解消するのに、全市1園区にするのは相応しいのかなというふうに思ったんです。

事 務 局 あの、ちょっと答えがうまくかみ合わないかもしれないですけども、まず

神津幼稚園、神津保育所の部分については、現在のままでその地域に、Cブロックに住んでいる方のお子さんだけでは、非常に今後、活性化が見込まれない。そういうために認定こども園制度を活用した施設に変えていこうと。活性化をするためには、その地域だけでなく、市内全体をとらえて、伊丹市に住んでいるお子さんに来ていただくことによって、今、非常に少ない中で行われている幼稚園それから保育所を活性化していこうということですので、ブロック園区をそのままに残しておく、認定こども園制度を活用する意味が、保育所は別として、幼稚園部分はなくなってくるわけなんですね。認定こども園制度を活用する意味がということです。

それから、Aブロックのすずはら幼稚園のブロックについては、要するに待機児童、今、待機児童が一番多い地域が、市内全体で考えると、このAブロックであると、他のブロックと比較して。ですから、ここに認定こども園を設置して、市内全体の待機児童の解消を図ろうと。ですから、そちらのほうに今待機をされている方に入っていたらいいということですので、待機児童が増えるというようなことには、今のこの審議の経過を見ての判断ですけれども、そういうことにならないように、待機児童の解消のために、Aブロックのすずはら幼稚園を認定こども園にというような形で、この審議会では結論を出したように思います。

ちょっと今、心配されている部分の答えになっているかどうかわからないんですけども、他の委員さんからも、もし、「こういうことではないですか」というのがあれば、おっしゃっていただければありがたいです。

会 長 　他の委員さんからもというご意見が出ましたんですが、今の説明でわかられましたか。

C 委 員 　すみません。今回の審議会では、施設の話にはなってませんし、保育所の保育室数であったりとか、面積みたいな資料をいただけてないので、はっきりとしたことが言えないかもしれないんですけども、今の事務局側のお答えであると、1学年40人から50人の子どもたちは、新しくできる認定こども園の中で必ず、在園が可能であるととらえられてのお答えだったのかなというふうに思っておいてよろしいのでしょうか。

会 長 　まあ、とりあえず、認定こども園を作ることでですね、全市でやることによって、概ね、今待っている子どもたちの待機のほうは全市を対象とすることによって、解消されるんじゃないかということまでは、審議会ですべてで言ってます。あと、細かく何クラスだとか、何人とか定員とかっていうところまでは言ってませんからね。その辺のことはまだもちろん未知数なんですけれども、今ご説明いただいたので、大体、おおよそ予想がつくんじゃないか、大丈夫ではないかということだと思うんですね。

こども部 会長、ちょっとよろしいでしょうか。先ほど来から失礼いたしております、こども部長でございます。

認定こども園、特に、神津地域の議論を聞かせていただいているときはですね、このブロック内にある幼稚園と保育所というのは、他の地域と違ってですね、私立幼稚園がたくさんあるとか、そういった地域でないということ、地域の特性あるいは特殊性といったようなところをまず、ご確認いただいたかというふうに思っています。

従って、同一園区だけでやるならば、意味がないとは言いません。例えば、在宅の方が保育サービスを一時的に受けたいということも当然ありますから、それで全く意味がないとは思いませんけれど、1園区だけです、そういった形の特殊な地域性を持っている地域だからこそ、むしろ全区に広げてですね、魅力ある認定こども園にすることによって、いわゆる川を渡ってですね、それでも預けようと、あるいは待機児童のために、A地区ですけれども、すぐ隣にC地区があるわけで、Cブロックの方へ預けようといった、そういうことも可能になるということから見ますと、両者とも少数学級、あるいは定員に達していない施設同士でありますから、何か魅力を出すことによってその地域で認定こども園を活用いただくと、それは、全市のためにやっていただくと、それがひいては全体の待機児童の解消につながっていくと、こういったストーリーではなかったかと考えておりますので、ご理解たまわりたいと。

それと、もう1つ、すずはら（幼稚園）の話ですけれども、先ほど（学校教育部）参事からもお答えいただいておりますように、あくまでも認定こども園というのは、皆様ご存知のように制度でありますから、いわゆるそれぞれの持っている機能をうまく活用すると、そういう意味では今度、保育機能が一緒に付くということで、定員増を図っていくと。その際に、逆論で申し訳ないんですが、今までは、ブロック園区があるためにですね、その中しか行けないという調整機能が働いて、良かったところはあるんですが、たまたま認定こども園ということにすることに伴って、例えば、せつよう（幼稚園）のブロックに近い方が、またそのブロック内で探さなあかんじゃなくて、むしろそういう開けた形によってですね、救われる、公立の部分がですね、救われる部分も出てくるのかなという気がいたしますので、一長一短それぞれありますけれども、そういったブロック園区の考え方については、そういった一長一短を考えながら進めていけるのかなと。だから、こういう書きぶりになっているのかなというふうに理解をいたしております。

会 長 ありがとうございます。よろしいですか。はい。

C 委 員 すみません。神津地域が活性化することを望んでないのではなくて、今、神津小学校の現状を見ても、地域で子どもを育ててそのまま小学校に上げておられる方が多い中で、その1学年40人から50人の子どもたちが受け入れられない現状がないかなということを懸念して発言させてもらってます。

あと、公立幼稚園のブロックのことなんですけれども、決してブロックの中の幼稚園に行かなければならないというような状況ではなくて、今、残念ながら定員以上になった場合は抽選が行われている状況で、その抽選からもれた場合に、優先的にそのブロックの他の幼稚園に入っていけるといえるものであって、そのブロックの中に拘束されているものではなくて、私の幼稚園にもブロック外のお子さんが残念ながら行きたい幼稚園に行きたかったんだけど、うちの幼稚園の方が近いから今、通われているという現状が現にどの幼稚園にもありますので、その辺はとらえ違えないようにしていただけたらと思います。

会長 はい、ありがとうございます。そういうことでよろしいですね。他に、答申の方も含めてよろしいでしょうか。

あと、今回ご指摘いただいた部分の修正につきましては、会長である私に一任していただいて、答申を作成することにさせていただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

そうしましたら、この素案について、本日皆様にご指摘いただいた点は、こちらで、私の方で責任を持って修正の上、答申書として作成いたします。そして伊丹市の教育委員会に提出させていただきます。併せて委員の皆様にもお届けすることにしておりますので、よろしく願いいたします。

本審議会は6月24日に諮問を受けました。2年近く審議された前回の学校教育審議会で結論の出なかった部分、すなわち幼保一体化施設の導入ということが今回の諮問事項ではありましたけれども、福祉対策審議会との合同部会を2回はさみまして、計4回というスピード審議ですが、答申を取りまとめることができました。委員の皆様には非常にタイトな日程にもかかわらず、お忙しいなか出席され熱心にご審議いただきました。本当にありがとうございました。皆様のご協力のたまものと思っております。

また会長といたしましても、何かと至らない点多かったかと思っておりますが、皆様に支えていただいて、何とか職責を果たすことができました。この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

それで、たまたま認定こども園ということもありまして、この夏にですね、うちの大学に文部科学省の方で幼保連携推進室の上の方にいた方が移ってらっしゃいました。それで、この間2回にわたりましてインタビューを申し込みまして、いろいろお話を聞きました。国の方向性とか財源の問題とか。そうしたら、非常に国としてももちろん待機児童の解消とか、後ろ向きというか、そういう経済的な理由だけではなくて、今まで幼・保で分かれてきたいろんな問題を解消したいがために、幼稚園と保育所を一つにしたいんだという意見で、これは、私も幼児教育に携わっておりますから、幼稚園、保育所と両方あるっていう、これはたまたま親の就業の形態でできた形なんです。これは明治以来ずっときているわけなんですけれども、明治の最初の最初のころから、本当に「子どもがなんで一つの就学前施設に通えないのか」という議論がずっと

と出ているんです。実はこの幼保の問題っていうのは大正期からつながって今に至るまで解決していない。ずっとやり取りはあったんですけども、文部省と厚生省の時代からずっとあったんですが、ずっと出来ていなかった幼保一元化という、昔は「一元化」と言っていましたけどね。そういう問題があったんです。

それでやっと21世紀を迎えまして、幼保一体化ということで、認定こども園ということになっていきますけど、やっぱり、徐々に少しずつ、幼稚園における預かり保育だとか3歳児保育だとか、いろんなことも含めて、それから保育所の方は研修の充実だとかっていうことも含めて、今、免許も資格も別々ですけど、それもやっとうちの国立大学（兵庫教育大学）で、幼保両方の資格、免許が取れるようになったのも7、8年前なんですね。それまでは、文部科学省立の大学だからっていうので、保育士の資格が取れなかったんです。でも、それもやっとなれるようになり、厚生労働省と文部科学省の歩みよりが出来てきた。一つの省になるかどうかはわかりませんが、本来はそうあってしかるべきだというふうに思います。財源も二またに分けてないで一つにまとめて、きちんと伊丹市の豊富な財源をくださって、公私問わずね、いい保育をね、全部の子どもたちにやっていくっていう、それが政治の進む、あるべき姿ではないかと、強く強く感じております。

その大きな1歩を皆さん色々ご心配とかご不安、特に公立幼稚園の先生方、不安とか心配は多々あるのはよくわかります。ですが、新しい世界に踏み出していく小さいけれど大きな1歩を、伊丹市の審議会で私たちは成し得たんじゃないかと思えます。

ですから、これからは行政の手にいろんなことをお任せしますが、しかしながら、私もどんなふうに認定こども園が進んでいくのかっていうのを非常に楽しみで、公私両方ね、私立のF先生のところもされておりますけれども、そういういいモデルもありますので、その辺を見据えた形でね、子どもたちにとっていい保育を、本当に進めていっていただきたいなと強く切望しております。

でもまあ、こういう方向でまとまったというのは、決して後ろ向きではなくて前向きなので、公私問わずですね、保育者として前向きにやっていっていただけたらいいなと思えます。そのためには側面援助も惜しまないつもりでありますので、是非、実践にいる先生方もがんばっていただきたいなと思っております。

どうもいろいろご協力ありがとうございました。続けて副会長の方にごあいさついただきたいと思います。

副会長 予定はしてありませんでしたけれど、あの、短い期間で大変たくさん議論をしていただきました。前回の審議会は2年かけてなかなか進まなかったんですけど、そこで積み上げたものがあって今回、こううまく進んだんだと思っています。福祉の方も今、次世代育成というのが動いていますけれど、ここでも忘れてならないのは、子どもの視点だと思うんです。子どもにとって本当に

いいことが、社会の責任としてできるのかどうか。そのことが、可能なシステムが今回考えられたんだと、それをしっかりと進めていくということになるかと思えます。これは、伊丹市、行政の側の責任も非常に重いと思えますけれど、是非、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

会 長 ありがとうございます。委員の皆様方には本当に今後ともますますのご活躍をお祈りいたします。それとともに、伊丹市の幼児教育がますます、いっそう発展されることを祈っております。また、委員の皆様、伊丹の幼児教育に引き続きご支援ご協力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。本当に長い間お疲れ様でございました。これで終わらせていただきます。

それではマイクを事務局にお返しします。

事 務 局 ありがとうございます。委員の皆様方には、非常に厳しいスケジュールのなか、ご協力いただき本当にありがとうございました。本日が最後の回ということですので、佐藤由紀子教育長より皆様にごあいさつ申し上げます。

教 育 長 失礼いたします。会長様をはじめ、委員の皆様方には、今年6月から、今後の幼児教育のあり方について熱心にご審議をいただきました。本当にありがとうございます。

今回の具体的な諮問事項は幼保一体化施設についてでございました。これは教育と福祉の両方の分野にまたがるテーマでございましたので、前回の学校教育審議会のときと同様、福祉対策審議会との合同の部会を設置して審議していただきました。今回は福祉対策審議会との合同の審議の結果、幼保一体化施設につきましては「今後の検討課題」とされたわけでございますけれども、今回の審議会では、おかげさまで具体的な方向性を示していただくことができました。本当にありがとうございます。うれしく思っております。

会長様におかれましては、前回同様、福祉対策審議会との合同部会をはさみながらの審議という大変難しい審議を、しかも時間の限られた中でお願いいたしましたにもかかわらず、常にていねいな審議をしていただきまして審議を今日まとめていただきました。また、具体的な園名を出した議論が市民の間に混乱を生じさせたり、また、この審議会が自由闊達な議論ができなくなるおそれがありましたため、学校教育審議会では、かつてなかった「会議の非公開」を第2回以降の会議で実施することを決断されました。その結果、自由闊達な議論を経て今日、答申書を取りまとめていただく運びとなりました。心より感謝申し上げます。

近く答申をいただきましたら、こども部とともに行政計画案を作成いたします。これを市民にお示ししてパブリックコメントと呼ばれる意見募集を行いまして、それを参考にしながら、さらに行政計画を練って策定いたします。皆様にお示しいただいた二つの幼稚園を認定こども園にすることについて私どもでは全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、本市の教育行政に引き

続きご理解とご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、今後の委員の皆様方のご多幸とますますのご活躍を祈念いたしまして、本当に難しい審議でございましたが、お礼の気持ちを込めまして、感謝の気持ちでごあいさつを終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局 それでは、私の方から、今後についての説明をさせていただきます。答申は今月14日、1週間後ですね、火曜日午後5時30分に予定されておりました、委員の皆様を代表しまして会長様から廣山教育委員長に答申書を手渡していただくことにいたしております。それ以後につきましては、議会への報告、報道各社への説明、広報紙への記事掲載といった取り組みを進めてまいりたいと思っております。

それとこの審議会の議事録につきましては、第1回は公開で行われておりますので、第1回の議事録はホームページにアップさせていただいておりますけれども、第2回以降が非公開ということになっております。答申がなされたら公開するというので、皆さんにご了解いただいておりますので、答申の翌日に、合同部会の議事録も含めて公開するというにいたしておりますので、ご確認いただけたらと思います。

それでは、委員の皆様方におかれましては熱心なご審議、本当にありがとうございました。これをもちまして伊丹市学校教育審議会を閉じさせていただきたいと思っております。お疲れさまでございました。ありがとうございました。